

それ、児童虐待かもしれません

～子どもの笑顔のために、できること～



中津川市

相談編

子育てでイライラ。思わず怒鳴ってしまったり手を上げたりしたことはありませんか？

そんな経験は決して特別なことではありません。でも、無いにこしたことはないです。少しければ少ない方が良いでしょう。なぜなら、あなた自身が楽になるだけでなく、子どもの成長（脳と身体）にとっても良いからです。反対に良くない対応が続くと、子どもの脳と身体の発達に悪影響があります。子どもに悪影響がある行為を「児童虐待」と言います。

子どもの健全な成長にとって何がよりよいかを、私たちに一緒に考えさせてください。



虐待にはつぎの4つがあります

● 心理的虐待

無視する、兄弟で差別する、暴言を言う、子どもの前で暴力を見せる、子どもの年齢に伴う自立を阻害する（子どもから離れない、常に監視する、行動にいちいち手や口を出す）など、児童の心を傷つけたりコントロールしたりすること。

● 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げる、揺さぶる、首を絞める、拘束する、閉じ込める、火傷を負わせる、水を浴びせる、服を着させないなど、子どもに身体的な苦痛を与えること。

● 育児放棄（ネグレクト）

子どもに食事を与えない。風呂に入れない。
放置する、不衛生にする、負担の大きな家事をさせる、子どもに子どもの世話をさせる、怪我や病気でも医者に診せない、車の中に放置する、危険なものを置いておくなど、保護者として適切な監護をしないこと。

● 性的虐待

性交することはもちろん性器や性行為を見せること、性器を触ったり触らせたりすること、ポルノを見せること、被写体とすることなど、性欲の対象とすること。

マルトリートメントとは

この言葉をご存じでしょうか。マルトリートメントとは、児童虐待を含めた、大人から子どもへの避けたい関りを指します。虐待のように明らかに傷つける行為でなくても、子どもを親の都合のいいように支配したりコントロールしたりすることも、子どもの成長に悪影響があり、マルトリートメントになります。研究によると、マルトリートメントは子どもの脳に悪影響（萎縮や変形）を与え、将来的に心のトラブルになる可能性が高まることが指摘されています。

様々な具体的がありますが、例えば次のような大人の態度があります。

◎大人の気分次第で、子どもへの態度を変える。◎スマホばかり見ている、子どもの話や関りに反応しない。◎子どもの前で、親や他人の悪口を言う。◎兄弟で比べる。差別的な扱いをする。◎子どもを面前で叱る、侮辱する、恥をかかせる。◎子どもに決定権を与えない。親がすべて決めて思い通りにしようとする。◎子どもが不安になることを見せたり聞かせたりする。

「しつけ」と虐待のちがい

「しつけ(躾)」は、社会の礼儀やルール、思いやりの心などを子どもに教えることです。行き過ぎた「しつけ」は子どもの活力を奪い、健全な成長を阻害します。エスカレートすると虐待に発展しかねません。心や身体への暴力は、「しつけ」の有効な手段でないばかりか、むしろ逆効果です。本来の「しつけ」とは、時間をかけて、子ども本人に「しつけ」の意味を理解させ、内面から心を育むことです。しかし、親はどうしても手っ取り早く子どもに言うことを聞かせるために、

(子どもに理解させることなく外面的な) 暴言や暴力をつかってしまいがちです。すると、親がいない所では、子どもは大人の思うようには行動しません。つまり、「しつけ」には近道はないのです。 ※令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化されました。



子ども家庭課に話してください

子ども家庭課では、子育ての様々な相談に乗っています。

「イライラしてしまう」、「つい、手が出てしまう」、「子どもとずっと一緒に、息が詰まる」、「独りで子育てしないといけない」「冠婚葬祭に子どもを預かってほしい」「夫の暴力に悩んでいる」何でも話しに来てください。一時保育や託児所の紹介、ショートステイの利用などのサービスや手続きのお手伝いなど行っています。



頑張りすぎないでも、いいですよ

子どもに完璧を求めない。自分に完璧を求めない。息切れしそうになったら、手を止めて休みましょう。子育て中だから、自分の時間を持つのはダメな母親だと思っていませんか？ そんなことはありません。無理はしないで、周りの人に頼りましょう。周りにそんな人がいない時は、子ども家庭課に連絡してください。

子どもは子ども

子育ては思うようにいかないものです。いつも同じ時間に寝ないし、泣き止みません。

毎日がイレギュラー（不規則な出来事）の連続です。

子どもは親の思い通りにはなりません。なぜならば、子どもは親とは違う「一人の人間」だから。自分の興味を持ち、感性があり「心」があります。その興味や感性が広がり、「心」が大きくなろうとするのを、見守ることができたら、いいですね。

子どもは自分ではない「違う人間」だと気づくことができたなら、少し違った子育てが見えてくるかもしれません。



ここに連絡してください

中津川市役所 子ども家庭課 (0573) 66-0044
児童相談所全国共通ダイヤル『189』（いちはやく）

通告編

※関係機関向け

虐待は私たちの身近で、珍しくない頻度で起きています。また、虐待はアザがあるものばかりでなく、静かに、ひっそりと、周りに気づかれることなく起きています。その陰で子どもたちが犠牲になり、私たちの助けを求めています。子どものSOSのサインに周りの大人たちが早く気づき、早く対処することが重要です。

過去には、児童虐待に気づいても、他人が口出ししにくい時代がありました。しかし現在は、子どもはひとりの人間として尊ばれ権利を保障されなければならない存在とされています。権利が侵害され、傷つけられている子どもを見つけた時に、私たちに何ができるか、一緒に考えていきましょう。

虐待に気づくために

日本では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、市（福祉事務所）や児童相談所に通告しなければならない（義務）とされています。また、児童に関わる仕事をする人は、児童虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

では、虐待に気づくためにはどうすれば良いでしょう。

まずはお電話を

心配な子どもを見つけたら、まずはお電話ください。市役所子ども家庭課か児童相談所直通ダイヤル『189』に、危険が伴う場合は警察に、掛けてください。あとで「あの時連絡していれば・・・。」と、後悔しないために、まずは身近なところに連絡して下さい。

そこで相談員がお話を伺います。お名前や連絡先を伺うことがありますが、お電話いただいた方の情報は漏らしません。また、個人情報保護の法律よりも通告義務が優先されますので、安心してご相談ください。

大人の行動として次の点に注目してください。

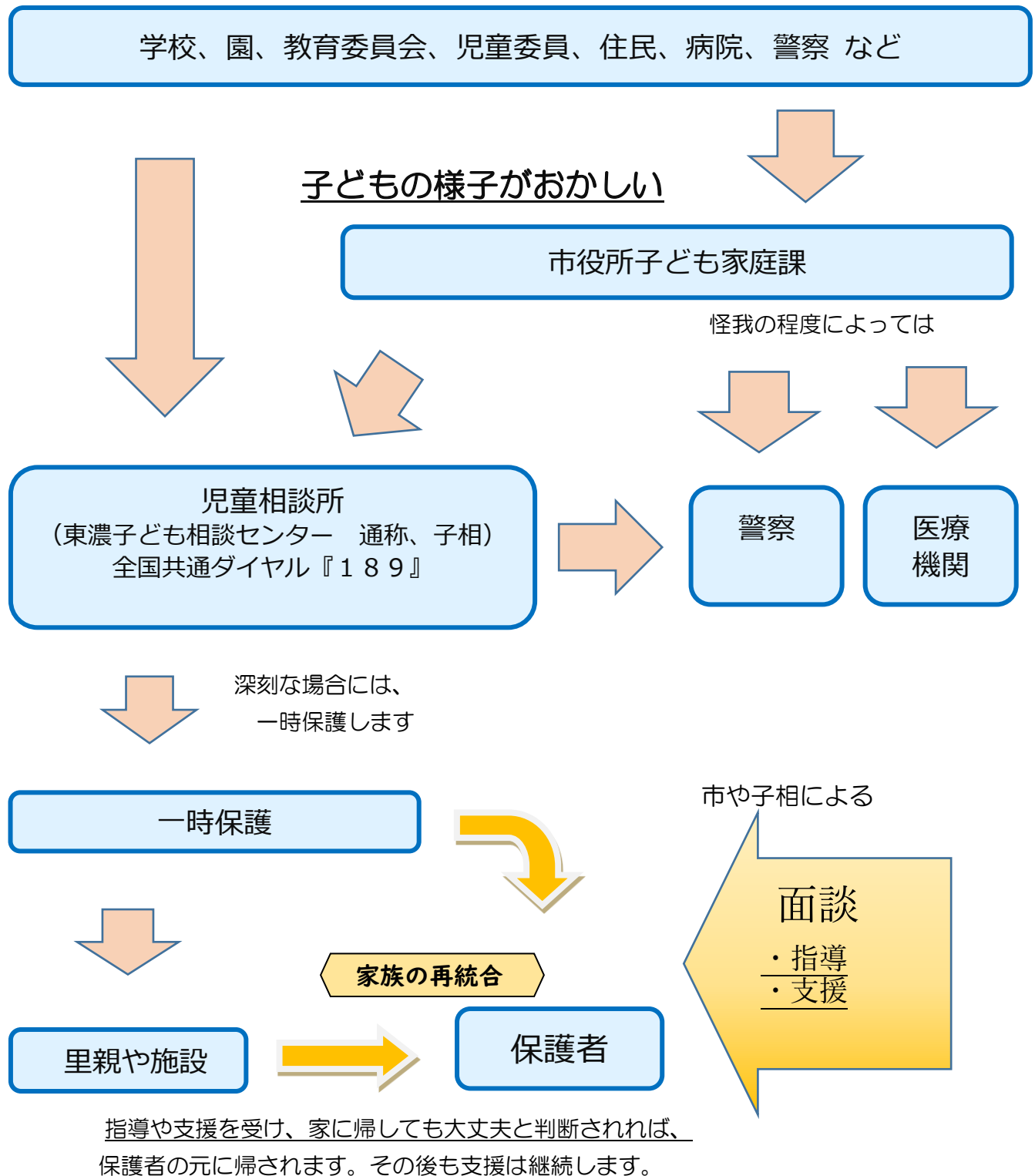
- 怒鳴ったり、ののしったり、乱暴な言葉が聞こえる。
- 叩く音や子どもの悲鳴が聞こえる。
- 子どもを残して外出することがある。
- 地域とのつながりが少なく、孤立している。
- 経済的に困っている様子がある。
- ライフラインが止まる。ゴミが溜まっている
- 近所に分かるような夫婦喧嘩がある。
- 精神的に不安定な様子がある。
- 子どもの養育について悩んでいる。
- 親や親族以外の大人が自宅に出入りまたは同居している。
- 声かけに拒否的な反応を示す。質問や助言を嫌がる。

子どもの行動として次の点に注目してください。

- 不自然な怪我が頻繁にある。
- アザをよく付けている。火傷が多い。
- 保護者と話すとき、または、保護者の話をするときに怯えたり硬直したりする。
- いつもイライラして、攻撃的な言葉を使ったり行動をしたりする。
- 年下の子や動物をいじめるようなことをする。
- 表情が暗い。
- 「死にたい」、「生まれて来なければ良かった」など、自分を否定することを言う。
- 家に帰りたがらない。
- 大声に反応して泣き出したり、大きな音に過剰に反応したりする。
- 年齢に合わない性的なことを言う。
- 自分で体を傷つける。体毛を抜く。
- いつも同じ服を着ており、臭いがある。
- 痩せすぎている。
- 他人の家に勝手に入ってくる。
- 親の目が届かず、家を出たり近所でいたずらしたりする。
- 深夜に子どもだけで歩いている。



虐待通告を受けた場合の流れ



関係法令

◆児童福祉法◆

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。（略）

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。（守秘義務違反に当たらない！）

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、（略）、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

◆児童虐待防止法◆

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

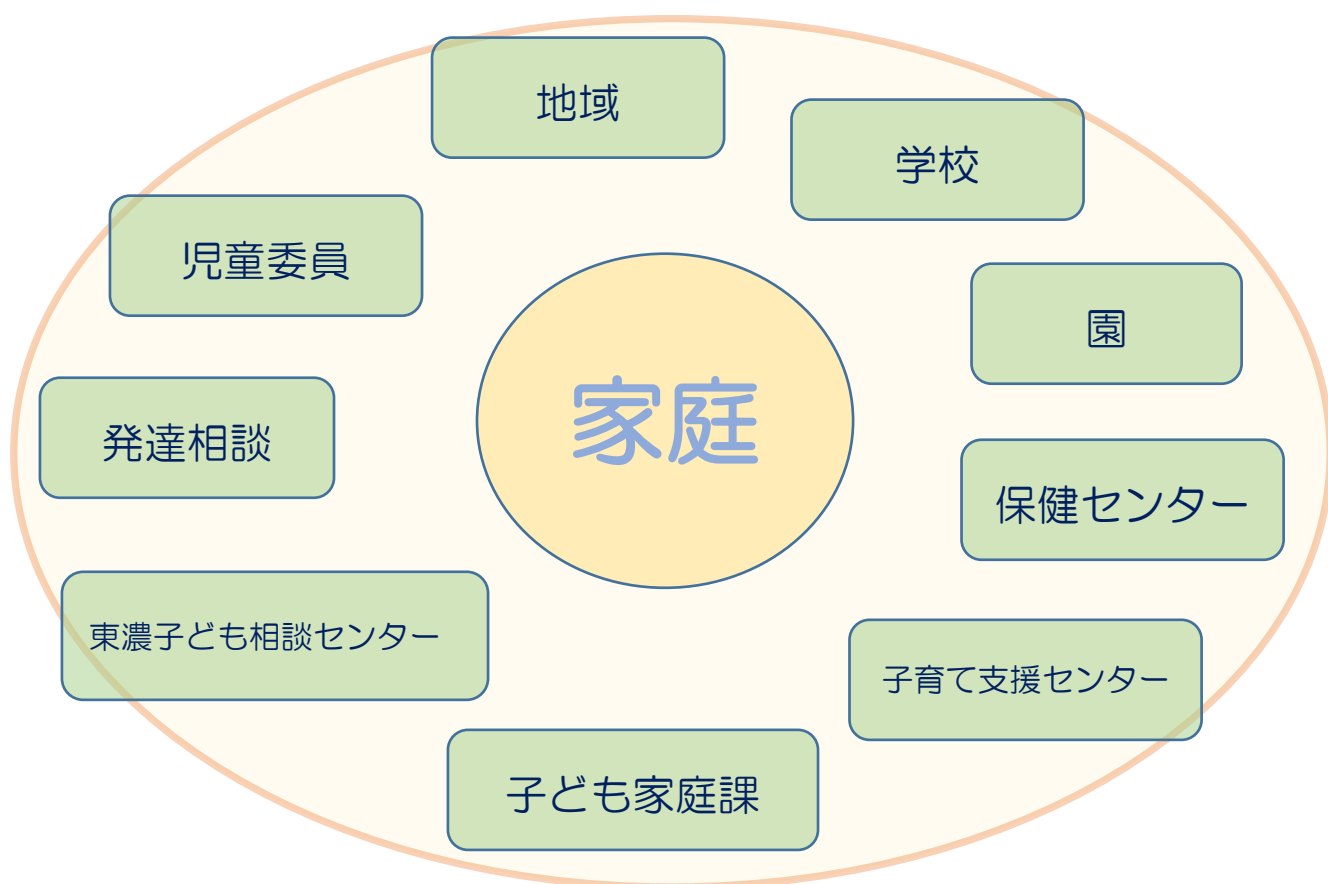
三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

保護者を支える

通告があった場合は、ほとんどの場合に保護者と面談し、丁寧に話を聴きます。虐待があったとしても私たちは保護者を一方的に攻めたりはしません。虐待に至るまで、頑張って子育てしていたのだらうと想像します。毎日子育てに奮闘していただろうと思います。よりよい親子関係を築いてもらえるために、何ができるかを考えています。関係機関と連携して、頑張って子育てしている保護者を支えます。



中津川市要保護児童対策地域協議会（※要対協）

中津川市では、虐待を受けた子どもや保護に至る可能性がある子どもを守るため、要対協を設置しています。要対協では定期的に関係機関が集まり、児童についての情報を共有し、支援策を検討しています。要対協の関係者には情報の共有が認められると同時に、守秘義務が課せられます。

また、要対協に挙げられる児童について、個別に関係者が集まり対応を協議する、個別ケース会議も必要に応じて開催されています。



中津川市役所
市民福祉部 子ども家庭課
(0573)-66-1111
家庭支援係(内線696)
直通 0573-66-0044

〒508-8501
岐阜県中津川市かやの木町 2-5
健康福祉会館内

児童相談所全国共通ダイヤル
『189』

職員の心掛け

※職員向け

◎保護者への関り方

・保護者の声に傾聴します。

まずは保護者の意見に耳を傾けます。行政への不満、子どもへの不満、社会への不満が聞かれれば、まずはその話を聴きます。

・保護者を批判しません。

私たちは人を裁く権限を持ちません。保護者を批判したとしても、それで問題は解決しません。むしろ保護者の感情を逆なでし、次から会ってくれなくなるでしょう。

・保護者の気持ちに寄り添います。

毎日子どもと関わり、子育てを頑張っている保護者に敬意を払い、少しでも気持ちを理解できるよう努めます。

◎子どもへの関り方

・子どもの気持ちを尊重します。

子どもの気持ちに寄り添いながら話を聞きます。

・子どもの気持ちを代弁します。

子どもの気持ちが尊重されない場合は、子どもの権利を守るため、本人に代わり伝えます。

・子どもを勇気づけます。

すべての子どもは、愛され守られなければなりません。もしも虐待されている子どもがいたら、それは不当であり、そのような扱いをされるのは間違っていると伝えます。そして自分自身の可能性に気づき、主体的に自分らしさを追求できるように支援します。

・秘密を守ります。

子どもから聞いた話は、漏らしません。誰かに伝える必要がある場合には本人に了解を得ます。ただし、命にかかわることや重大な結果が予想される場合には、子どもを守るために力になってくれる人に知らせる場合があります。